

海外
論文 &
レポート

フランスの地域雇用創出 と社会的連帯経済

石塚秀雄(非営利・協同総合研究所いのちとくらし)

1. はじめに

フランスにおける雇用創出の取り組みの特徴点は、3つある。すなわち、国家による職業養成実習、民間企業への雇用促進補助、非営利協同セクターへの雇用補助支援である(D・ドマジエール、2001)。第一の分野については、フランスでは1988年にRMI(労働市場参入最低限所得)制度の導入により、それまで失業者の概念に入らなかった「労働不能者」も雇用制度の対象とした。これにより失業と貧困を別物扱いするのをやめて、「社会的排除」として雇用政策の中で統合的に把握することとなった。「雇用なし」、「労働なし」の人々を労働市場に入れるための基準を「雇用確保力(あるいは稼働能力)」を統計指標とすることが強調されている。第二の分野については、営利企業の雇用論理によって企業補助金の結果、社会総体としての雇用が低下する危険もあることが指摘されている。注目すべきは第三の分野である。フランスの社会的経済セクターは公共セクターと連携しつつ、主として社会サービス分野を中心に連带的雇用や労働参入事業を進めて失業克服の有力な手段となっていることである。すなわち公的セクター(国家・地方自治体)と地域の社会的経済アクター(あるいはセクター)とが共同して地域開発として

の雇用創出に取り組んでいることである。さらに、この両セクターの取り組みには歴史的な実績があること、また明確な組織化を行ってきていることである。すなわち、政府組織として雇用連帯省の中に連帯経済局が所管局として存在する。以前は社会的経済各省連絡委員会という名称であった。同連帯経済局の下に雇用創出委員会連絡委員会(全国各地の委員会のとりまとめ委員会といったもの、Comité de liaison des Comités de Bassin d'Emploi)が設置されている。そして地域社会的連帯経済のアクターとして約300近くの活動組織(起業、社会サービス、社会問題などの取り組み)が組織化されている。

2. フランスにおける連帯経済

現在、政府側からの呼称は連帯経済という言葉が行われている。この言葉はすでに1980年代に使われていた言葉であり、フランスのみならず、ラテンアメリカなどの論文でも散見できるものである。南北経済問題の解決の手段として力点が置かれた。当時、社会的経済という用語も使用されていたが、連帯経済はより広い政策的な意味合いも含んだものとして使用されていた。また1990年代にヨーロッパの政治の中で、連帯という言葉

が社会的統合に関して頻繁に使われていたという事情もこの連帯経済という用語の採用に影響していたと思われる。

しかし、連帯という言葉はフランスでは1789年のフランス革命のスローガンのひとつである博愛fraternitéから始まる。これは兄弟愛という意味であり、同業者組合における連帯を意味していた。一方、イギリスの1604年の救貧法から始まる連帯の性格は、ボランティアリズムとしてのアソシエーションを促進したが、公的サービス提供については、救済に伴うスティグマというペナルティを追わせる形を取った。これは現在の新自由主義的な社会保障理念すなわち、利他主義的な連帯の基本は個人的な慈善動機やフィランソロピに基づく考えがある。従って、寄付行為と自助が重視されるゆえんである。

一方、フランスの連帯理念は、フランス革命後、アラール政令やルシャプリエ法によって職能団体・中間的経済団体がいったんは禁止された後に、理念的な揉み直しを経て1830年代以降、再び労働者アソシエーション主義が台頭するという経過をたどったという点がイギリスとは大きな違いを示している。ルシャプリエ法は、旧体制のアソシエーションの否定と個人主義との再構成のために必要な過程であったと思われる。連帯概念はこの過程を通じて民主的という形容詞を付与されることになる。なぜならば、労働者運動と市民的責任に支えられた公共的社会的領域でのアソシエーションの構築には民主的という要素を強調せざるを得ないからである。

フーリエ、ブルードン、ブッシュェなどの影響を受けたいくつかのアソシエーション主義の運動が発生したが、共通しているの

は連帯とは第一に、アソシエーションすることすなわち協働することであるという点である。その具体的な形態は、共済組合、協同組合、労働組合というアソシエーションであった。第二に、国立作業所構想に見られるように(これは今日の雇用政策と連綿とつながっていると行って良い)国家責任とリンクさせつつアソシエーション活動をすることに連帯の性格をおいていることであった(この点は1880年代のマルクス対ブルードン論争や、マルクスのゴータ綱領批判のテーマである、国家と労働者運動の依存関係という問題を新たな視点で再検討すべきであろう)。すなわち、フランスの連帯概念は、歴史的に見てきわめて制度化の過程をたどり、公的セクターと労働社会運動セクターとの綱引きの間で構築されてきたものであると言える。今日、フランスで連帯経済と名付けられるものは経済における社会的領域すなわち社会的セクターあるいは第三セクターの存在を認知した上で、社会的経済という実体的基盤を持った、政策的な連帯経済という概念と見なすことができる。社会問題と経済問題は連動したものとみなされてきた。したがって相互扶助・共済と社会的統合が重視されるゆえんである。

シャニアルとラビル(P.Chanial et J-L. Laville, 2002)は多様な連帯経済の特徴を4つに整理している。(P.Chanial et J-L. Laville, 2002、L'économie solidaire: une question politique. Mouvements No.19, janvier-février 2002)

それによると、第一は、**公正経済としての連帯経済**であり、南北問題、とくに南の国における生産者への搾取と配分の不公正の是正の手段として位置づけられている。第二は、**連帯的財政機関の役割**である。フ

ランスではFinasolという連帯的地域金庫の集合体があり、社会的責任、倫理銀行として、中小企業や社会的経済起業に対して融資を行っている。1998年には27億フラン(約600億円)の融資実績がある。また1983年に設立された「起業貯蓄投資家クラブ(CIGALES, Clubs d'investisseurs pour une gestion alternative et local de l'épargne)には約200金融組織が加盟し、2002年度には350起業組織を作り、1800年の新規雇用創出に貢献している。国家も労働組合もこの動きと連携している。第三は、**非貨幣交換方式いわゆる地域通貨**の発展である。社会的交換の形態は貨幣形態にとどまらない。フランスにはSEL(les systèmes d'échange local)が新たな自主的な生産と交換の場として、メンバーシップに基づいた新しい互酬の公共の場として位置づけられている。第四は、**地域起業活動組織の存在**である。これは伝統的な組織形態から新しい社会サービスのための組織形態など多様であるが、フランスでは主として近隣サービス組織という呼び方をして、ステークホルダー型の全当事者(供給専門家、利用者、受益者など)の参加を軸とした協働方式を組織原則としている。とくに失業者に関しては安定した雇用挿入することを事業の目的にしている。市民参加型の経済民主主義の実現が連帯経済であると言える。それは経済の社会化であり、まさにフランス人格主義哲学者のE.ムーニエがかつて言ったように、「経済の人間化」である。

3. 雇用創出委員会CBEと起業活動組織

雇用創出委員会CBE(1982.3.2法)は国と地方自治体が支援をして地域の社会的経済的活動 地域開発、起業、とりわけ雇用創

出の3分野 を行う委員会で構成は、行政、企業、労組の三者の代表が入ったアソシエーション形式のものである。全国に約100のネットワークがある。設立は1992年1月20日付の政令に基づき、雇用連帯省の所管となる。

労働市場への参入が困難な人々に対する労働統合の方法は3つの方式に区分されている。すなわち 営利会社への挿入:最大10年までの特定期限付き労働契約(CDD)、また国家補助を受けて、労働仲介アソシエーションや労働挿入企業との協定に基づく労働挿入。社会的有用活動をする公営企業や非営利企業との雇用契約:労働挿入連帯契約(CES)または安定雇用挿入契約(CEC)。社会的有用活動をする営利活動企業との契約:経済活動による挿入(IAE)。

この3つの方式はどのような企業組織によって担われるのか。社会的経済・連帯経済の組織の法的登記形態には次のように伝統的な社会的経済企業としての協同組合、共済組合、アソシエーションを含めて新しい形態のものもある。

- (1) アソシエーション(1901年法、1908年法) アソシエーション(Association)、非営利地方権アソシエーション(association de droit local sans lucratif)、地方権アソシエーション(Association de droit local)、地区事業体(Regie de Quartier)、労働挿入労働品質のための経営者グループ(G E I Q, Groupement d'employeurs pour l'Insertion et la Qualification)
- (2) 共済組織(1955年法) 共済組織(Mutualite)、共済組合(Mutuelle)
- (3) 協同組合(1947年法、Cooperative)

労働者協同組合(SCOP)、 共益協同組合(SCIC, la Societe Cooperative d'Interet Collectif, 2002.2.13JO法)。

- (4) 経済利益組織(1967年法、Groupments d'Interet Economique) - 二人以上で作れるメンバーのための経済活動に限定したもの。資本出資しなくてもメンバーになれる。
- (5) 国際連帯組織(Organisation de Solidarité Internationale)
- (6) 株式会社(1966年法、Société anonyme)
- (7) 社会的経済連合(1985年法、Union d'Economie Sociale): 協同組合や共済組合、アソシエーション、保険会社などが集まって作る組織。
- (8) 公的施設(Etablissement Public): 公設事業組織
- (9) 混合労働組合(Sumdicat Mixte, Syndicat intercommunal): 労働組合も労働挿入事業を行うことが労働組合法改正によりできるようになった。
- (10) 公益グループ(Groupment d'Interêt Public): 企業などが団体を構成できる。

さらに機能的に区分すると次のような形式があり、それぞれが協力しあっている。企業と名の付くものの法的形式は、アソシエーション、株式会社、有限会社、協同組合などの形式をとることが可能である。

- (1) 仲介的アソシエーション(AI, Associations Intermediaires, 1987年法): 企業、地方自治体などに賃金労働者を挿入する。非営利的活動。
- (2) 労働挿入企業(EI, Entreprises d'Insertion, 1992年法)。財とサービスの営利活動を通じて労働者の組み入れを

実現する。アソシエーションもあり。

- (3) 一時的労働挿入企業(ETTI, Entreprises de travail temporaire d'Insertion, 1994年法): 不利な労働者の一時雇用を促進する。
- (4) 地区事業体(RQ, Regiers de Quartier): 地方自治体とパートナーを組むアソシエーション。地域住民参加の組織化を重点に置く。
- (5) 宿泊社会再挿入センター(CHRS, Centre d'hebergement et reinsertion sociale): 社会的に排除された人々の宿泊と訓練を行い、労働契約に結びつける。
- (6) 労働挿入作業所(Chantiers d'Insertion, 1998, y-4): 専門教育訓練をコミュニティや企業とパートナーを汲んで行う。
- (7) 共益協同組合(SCIC): 新しい形式の協同組合。従来の協同組合形式ではメンバーシップはインドアであり、公共領域への門戸開放を前提とした形式。労働挿入を主たる目的としている。
- (8) 社会的有用活動団体(Les Activites d'Utilite Sociale): (労働法第45,46条): 各種労働挿入組織が参加して形成する団体。経済活動を通じて労働挿入を実現する。そのための労働の質を訓練などで向上させる。地域自治体、雇用局(ANPE)、企業とのパートナーシップ。
- (9) 個別の契約: 連带的雇用契約(CES, Contrat emploi solidarite)、安定雇用契約(Contrats emploi conslide)
- (10) 労働挿入・労働品質のための経営者グループ(GEIQ): 中小企業の要請に対して、適切な労働力を、稼働困難な人々を政府による労働当支援などを利用しながら、職業訓練をして挿入する。

4. 雇用挿入または創出の方法

こうした社会的経済・連帯経済の組織はとくに労働市場に参入の困難人々がきちんとした労働報酬を受けられるような形で雇用されることを目指す点で社会的使命と経済的使命は一体としてとらえられている。これらの組織は、国や地方自治体などの行政、企業、組織間とのパートナーシップを制度的に行っている。

フランスにおけるこの分野の雇用挿入組織は、2001年12月現在2128組織ある。そのうち仲介アソシエーション(AI)は980、雇用挿入企業(AI, EI, ETTI)が1148である。

表1. AI, EI, ETTI, 2001

	AI	ETTI	EI
組織数	980	279	869
年間雇用挿入者数	168,300	46,600	12,800
挿入者の種類(%)			
前科者・元麻薬者	1.4%	3.9%	7.5%
社会扶助受給者	6.3%	8.2%	7.5%
RMI受給者	17.8%	19.0%	37.7%
社会保障受給者	6.7%	7.4%	8.1%
障害者	3.9%	5.1%	8.0%
困難若者	8.6%	17.6%	14.3%

出所: DARES, 2002. 12. NO. 52. 1 より作成。

これらの組織が対象とするものは、エレミー RMI (労働市場参入最低限所制度) の受益者、長期失業者、26歳以下の就業困難な若者、社会扶助の受給者、社会的排除を受けている者(刑期修了者、元麻薬中毒者、無宿者、)、無収入者、などである。したがって、業務の中身は社会的な支援も関わってくる。業務の中身は、対象者の教育に対しては、稼働能力の促進、とりあえずの雇用挿入のための訓練、専門能力向

上プラン、渉外的には 雇用者との交渉、求職支援、紹介業務、住宅、医療、保育などについての調整、などがある。

各組織は登録している利用企業 (utlisateur) に対して、臨時雇用対象者を紹介する。一時雇用、季節雇用などから労働法に基づく契約(特定期間契約、補助契約 訓練契約・雇用復帰契約)をして、これを最終的には常勤雇用にまで持っていくことを目指す。各組織はその後も雇用状態について追跡チェックを行う。雇用局 (ANPE) の認定を受けて、仲介組織などを通じて労働挿入雇用契約を結び、雇用会社はそれぞれに計算された公的補助金を受け取る。1名の雇用につき年間最大13000ユーロ程度である。

こうした雇用挿入活動に対しては、既存の社会的経済セクターの金融部門(協同組合銀行、倫理銀行、貯蓄金庫、地域連帯基金、地域通貨組織)などの支援がある。融窓口としてはIDES, Institut de Developpement de l'Economie Sociales)をこれらの金融機関が作っている。たとえば貯蓄金庫法改正(1999.6.25)により、貯蓄金庫は公益に貢献できることが明記され、社会的連帯経済や地域経済事業への融資が可能になった。

政府組織としては、社会的経済連帯経済庁 (Secretariat d'Etat a l'economie solidaire) の下に社会革新社会的経済省庁間代表部 (DIES, Delegation Interministeriel a l'Innovation Social et l'Economie sociale) をおいている。さらにこれらは雇用局 (ANPE) および地方行政組織(地方、県、コミューヌ)の担当部署がある。DIESはもともと1981年(政令1981,12.15)によって社会的経済概念に基づき、協同組合、共済組合、アソシエーションの振興を計る目的で設置された。連帯経済的政策とのドッキングが必要と

され、2000年4月より、社会的経済連帯経済庁の下に統合化された。

5. おわりに

フランスの社会的経済・連帯経済セクターは、まさに社会連帯的な雇用創出の柱を担っている。もともと新自由主義の台頭と福祉国家の縮小という一般的な現象にそのきっかけがあるにしても、簡単に言うならば、フランスにおける社会的経済セクターはまさに、公的セクターと民間セクター、そして社会セクターの重なる部分において制度化が歴史的に組み立てられてきたといえる。第一に行政における役割認識であり、第二に、営利企業における参加であり、第三になによりも社会的経済・連帯経済セクターの構築である。伝統的な社会的経済セクターもまたこの新しい雇用・サービスの創出の動きに積極的に関与している。フランスでは同種組織、異種組織とのさまざまなネットワークを構築している。したがって、日本に対する示唆としては、社会的経済連帯経済セクター（非営利協同セクター）の各種組織の、雇用創出を軸としてその組織構造(なによりも組織運営原理をどうするかが、労働の実現、剰余の分配に当たって重視されるから)を明記しながら、法制度化を促進すること(フランスのごとく)。雇用創出にむけて、社会的経済セクターの各種組織のパートナーシップ促進のための協同組織・委員会などを作る。水平的な協同。行政の社会的経済・連帯経済セクターにたいする理解の促進への努力。周知のとおり日本では官僚主義がはびこり、お上意識を払拭するには多大の困難がある。新自由主義的方向ですなわち、官僚たちもステークホルダーの一員にすぎず、社会学習、

公共選択の論理枠にあるのだと知らしめるか、あるいは公私セクター二元論を廃して、第三の社会的経済・連帯経済セクターの存在という新しい公共性の領域を認知させるかであろう。福祉国家の方向性ともども重視されるべき側面である。結局は、住民・市民の姿勢にかかわってくる。住民参加を単に行政への抗議監視にとどまらず、対等なパートナーとして参加するという方式の確立が必要である。日本のNPO法によって現在10000の登録がある。まだ端緒的ではあるが、これを単なる市民活動ではなくて、労働と生活をリンクしたものを組織目的とするものを増大させていく必要がある。日本でも失業率の増大、若者の将来的な雇用不安、現在の雇用条件の悪化など、将来的に克服すべき問題に直面している。フランスの社会的経済・連帯経済セクターにおける雇用創出プログラムは代案の一つと見ることができる。

< 主要参考文献 >

- D. ドマジエール(都留民子訳)『失業の社会学』、法律文化社、2002、
 ‘L’economie sociale et solidaire,’ ,
 Mouvements No19., 2002.1.2. , La
 Decouverte.
 A.Lipietz, « Pour Le Tier secteur—
 L’economie sociale et solidaire : », 2001,
 La Decouverte.
 C.Fourel et al., « La nouvelle economie
 sociale », 2001, Syros,

(本稿は平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(2)「ポスト福祉国家における非営利・協同セクターの役割に関する日米欧比較研究」の成果の一部である)